

盛岡大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、キリスト教精神により、教育基本法に則り、学術を教授研究し、広い視野と高い識見を養い、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たって必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

第2条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施する。

2 前項の研修及び研究を行うための組織の設置並びにその運用に関し必要な事項は別に定める。

第2章 学部、学科等の組織、定員及び修業年限

(学部、学科の組織)

第3条 本学に次の学部を置く。

(1) 文学部

(2) 栄養科学部

2 文学部に英語文化学科、日本文学科、社会文化学科及び児童教育学科を置く。

3 栄養科学部に栄養科学科を置く。

(学部、学科の目的)

第3条の2 文学部は、国際社会に対応できる幅広い知識と深い専門性をもち、奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人を育成することを目的とし、各学科における人材養成の目的は次のとおりとする。

(1) 英語文化学科

英語圏の言語や文化についての専門知識と幅広い教養を培い同時に実践的な英語運用能力を習得し、進展する国際化や情報化社会に即応できる人材を育成する。

(2) 日本文学科

日本特有の言語・文学・文化を国際的視野に立って幅広く学び、話す・聞く・書く・読む能力を備え、課題を見出し解決することができる人材を育成する。

(3) 社会文化学科

文化・社会・歴史の総合的な学修を通じて、国内外の多様な社会や文化を理解し、様々な課題を発見・考察・解決する力を備えた人材を育成する。

(4) 児童教育学科

幅広い専門的教養と創造性豊かな実践力及び対人関係能力を備え、初等教育・保育に携わる人材を養成する。

2 栄養科学部は、人間の生命現象について科学的理解を深め、「生命と真理」を尊び、

健康、栄養、食に関する専門の知識を授け、社会の福祉に寄与する人材を育成する。

栄養科学科

食を取り巻く環境をよく理解し、栄養科学と人間栄養学に関して高度な専門的知識と応用力を身につけ、食からの健康づくりの担い手として幅広く活躍できる人材を育成する。

(学生定員)

第3条の3 本学に設置する学部、学科の学生定員は次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	英語文化学科	60名	240名
	日本文学科	60名	240名
	社会文化学科	60名	240名
	児童教育学科	140名	560名
栄養科学部	栄養科学科	80名	320名
合 計		400名	1,600名

2 前項に定める児童教育学科の入学定員140名は児童教育コースを100名、保育・幼児教育コースを40名とする。

(修業年限及び在学期間)

第4条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生は、入学後の修業年限の2倍に相当する年限を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学校法人盛岡大学創立記念日 6月15日
- (4) 春期休業日
- (5) 夏期休業日
- (6) 冬期休業日

2 前項の第4号から第6号の休業日の期間については、該当年度の学年暦に基づいて学長が別に定める。

3 必要がある場合、学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第9条 本学において開設する授業科目には教養科目及び専門科目を置く。

2 授業科目とその単位数は、文学部については別表1-1から別表5までのとおりとし、栄養科学部については別表12のとおりとする。

(教職に関する科目)

第10条 前条に定めるもののほか、教育職員免許状を取得する者のため教職に関する科目を置く。

2 教職に関する授業科目とその単位数は、文学部については別表6のとおりとする。

(司書のための科目)

第11条 文学部には第9条に定めるもののほか、図書館の司書の資格を取得する者のため、司書のための科目を置く。

2 司書のための授業科目とその単位数は別表7のとおりとする。

(学芸員のための科目)

第11条の2 文学部には第9条に定めるもののほか、学芸員の資格を取得する者のため、学芸員のための科目を置く。

2 学芸員のための授業科目とその単位数は別表8のとおりとする。

(日本語教員養成のための科目)

第11条の3 文学部には第9条に定めるもののほか、日本語教員養成のため、日本語教員養成のための科目を置く。

2 日本語教員養成のための授業科目とその単位数は別表9のとおりとする。

(児童英語教員養成のための科目)

第11条の4 文学部には第9条に定めるもののほか、児童英語教員養成のため、児童英語教員養成のための科目を置く。

2 児童英語教員養成のための授業科目とその単位数は別表10のとおりとする。

(保育士のための科目)

第11条の5 文学部児童教育学科には第9条に定めるもののほか、保育士の資格を取得する者のため、保育士のための科目を置く。

2 保育士のための授業科目とその単位数は別表11のとおりとする。

(栄養士免許及び管理栄養士国家試験受験資格等のための科目)

第11条の6 栄養科学部栄養科学科には、第9条に定めるもののほか、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格、食品衛生監視員の資格及び食品衛生管理者の資格を取得しようとする者のため、当該各資格等の取得のための科目を置く。

2 前項の授業科目とその単位数は、別表14のとおりとする。

(単位)

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修科目の登録の上限)

第13条の2 本学は、学生が各学年にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限について別に定めるものとする。

(学習の評価)

第14条 試験等の評価は、S、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(卒業に要する単位)

第15条 本学を卒業するためには、第9条第2項に定める各学部、学科の所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 文学部英語文化学科においては次の各号に定める科目及び単位を含め、124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目から16単位
- (2) 専門科目から64単位
- (3) 教養科目、専門科目及び教職に関する科目から44単位

3 文学部日本文学科及び社会文化学科においては次の各号に定める科目及び単位を含め、124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目から26単位
- (2) 専門科目から72単位
- (3) 教養科目、専門科目及び教職に関する科目から26単位。ただし、教職に関する科目に関しては20単位を上限とする。

4 文学部児童教育学科においては次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目から24単位
- (2) 専門科目から70単位
- (3) 教養科目及び専門科目から30単位

5 栄養科学部栄養科学科においては次の各号に定める単位を含め、124単位以上

を修得しなければならない。

- (1) 教養科目から 10 単位
- (2) 専門科目から 71 単位
- (3) 教養科目及び専門科目から 43 単位

(教育職員免許状)

第 16 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類
文学部	英語文化学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（書道）
	社会文化学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	児童教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状

3 教育職員免許状の取得にかかる教職課程の単位修得について必要な事項は別に定める。

(図書館司書資格)

第 17 条 文学部の学生で図書館の司書の資格を取得しようとする者は、英語文化学科においては第 15 条第 2 項に、日本文学科においては第 15 条第 3 項に定めるもののほかに図書館法及び図書館法施行規則に基づき本学で定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(学芸員資格)

第 17 条の 2 文学部の学生で学芸員の資格を取得しようとする者は、英語文化学科においては第 15 条第 2 項に、日本文学科及び社会文化学科においては第 15 条第 3 項に、児童教育学科児童教育コースにおいては第 15 条第 4 項にそれぞれ定めるもののほかに、博物館法及び博物館法施行規則に基づき本学で定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(保育士資格)

第 17 条の 3 文学部児童教育学科保育・幼児教育コースの学生で保育士の資格を取得しようとする者は第 15 条第 4 項に定めるもののほかに、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づき本学で定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(栄養士資格及び管理栄養士国家試験受験資格)

第 17 条の 4 栄養科学部栄養科学科の学生で栄養士の資格を得ようとする者は、栄

養士法、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に基づき定めた本学所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項に加えて、管理栄養士国家試験受験資格を得ようとする者は、第15条第5項に定めるもののほか、栄養士法、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に基づき定めた本学所定の単位を修得しなければならない。

(食品衛生監視員及び食品衛生管理者の資格)

- 第17条の5 栄養科学部栄養科学科の学生で食品衛生監視員及び食品衛生管理者の資格を得ようとする者は、第15条第5項に定めるもののほか、食品衛生法及び食品衛生法施行令に基づき定めた本学所定の単位を修得しなければならない。

(他大学における授業科目履修の取扱い)

- 第18条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として認定することができる。

- 2 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修の取扱い)

- 第19条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第20条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(次条の規定により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、あわせて30単位を超えないものとする。

第21条 削除

第5章 卒業の認定及び学士の学位

(卒業の認定)

- 第22条 本学に4年以上在学し、第15条に定める卒業に要する単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学士の学位)

- 第23条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与し、卒業証書・学位記を授与する。

2 前項により本学が授与する学位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文学部 学士（文学）
- (2) 栄養科学部 学士（栄養科学）

第6章 入学、退学、転入学及び休学

（入学の時期）

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第25条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の出願資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第26条 本学へ入学を志願する者は、本学所定の書類に、入学検定料32,000円を添えて提出しなければならない。ただし、センター試験利用入学試験における入学検定料は16,000円とする。

2 文学部において併願（第一志望以外の学科又は児童教育学科内のコースへの同時志願）を認める入学試験の併願学科又は児童教育学科内のコースにかかる入学検定料は次のとおりとする。

- (1) 一般入学試験 免除する。
- (2) センター試験利用入学試験 1学科又は児童教育学科内の1コースにつき8,000円とする。ただし、児童教育学科内の2コースに同時に併願する場合、2コース目にかかる入学検定料は免除する。

3 文学部の一般推薦入学試験において第二志望に出願する場合、第二志望にかかる入学検定料は免除する。

（入学者の選考）

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第28条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、
入学金260,000円を添えて本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第29条 願いにより本学を退学した者が、退学後1年以内に再入学を希望するとき
は選考のうえ入学を許可することがある。

2 前項の場合、退学前に修得した授業科目及び単位数の全部又は一部をすでに修得
したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

3 再入学の場合に必要な手続きは別に定める。

(編入学及び転入学)

第30条 本学への編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場
合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。ただし、児童
教育学科の保育・幼児教育コースへの編入学又は転入学は認めない。

2 文学部（児童教育学科の保育・幼児教育コースを除く。）へ編入学又は転入
学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 編入学の場合は修業年限4年以上の大学に2年以上、転入学の場合は修業
年限4年以上の大学に1年以上在学し、それぞれ所定の単位を修得した者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了
した者

3 栄養科学部へ編入学又は転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、
原則として第3年次への入学とする。

(1) 大学の栄養士又は管理栄養士養成施設として指定を受けた学部の学科を卒
業した者又は当該学部の学科の第2年次を修了し62単位以上修得した者

(2) 短期大学を卒業し栄養士資格を有する者又は修業年限2年以上の専修学校専門
課程を卒業し栄養士資格を有する者

4 第2項及び第3項の規定により入学を許可された者のすでに修得した授業科目及
び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決
定する。

5 編入学、転入学に関して必要な事項は別に定める。

(転学科・転コース)

第30条の2 学長は、文学部において他の学科への転学科又は児童教育学科内にお
ける転コースを志願する学生があるときは、選考のうえ、これを許可することがで
きる。

2 転学科・転コースに関して必要な事項は別に定める。

(留学)

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学
することを認めることができる。

- 2 留学の期間は1年以内とし、第4条に規定する修業年限に含めることができる。
- 3 留学中に修得した授業科目の単位は、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認定することができる。ただし、第18条、第19条及び第20条に規定する単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

4 留学に関して必要な事項は別に定める。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第33条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第34条 病気その他やむを得ない事由により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第35条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年(2年次転入学者は3年、3年次編入学者及び転入学者は2年)を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第36条 休学の期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て、復学することができる。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第38条に定める学納金の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第35条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり所在が確認できない者
- (5) 死亡した者

第7章 学納金及び実費徴収金

(学納金)

第38条 本学における授業料その他の学生納付金(以下「学納金」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 文学部

ア 授業料 年額 700,000円

イ 施設設備費 年額 250,000円

(2) 栄養科学部

ア 授業料 年額 700,000円

イ 施設設備費 年額 250,000円

ウ 実験実習費 1年次 年額 90,000円

2～4年次 年額 130,000円

2 学納金は、原則として2期に分けて、前期分は4月に、後期分は10月に学納金納入通知書の定めるところにより納入するものとする。

3 経済的事由等特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず、分納又は延納を認めることがある。

4 休学した者については、休学が6か月以上にわたるときは休学期間中の学納金を免除する。ただし、休学中の者が復学した場合には、当該学期の学納金全額を納入しなければならない。

(退学、転学、除籍及び停学の場合の学納金)

第39条 退学若しくは他大学へ転学した者、退学を命ぜられた者、又は停学中の者は当該学期の学納金を納入しなければならない。

(既納学納金の不還付)

第40条 既納の学納金は還付しない。

(実費徴収金)

第41条 第38条に定める学納金のほか、学生災害傷害保険料は全員から入学時に、教育実習費、海外研修費その他の実費徴収金は、それぞれの履修者その他の関係者からそれぞれ実施年次にその実費を徴収する。

2 前項に規定する実費徴収金の種類、金額、徴収方法その他の細目は別に定める。

第8章 教職員の組織及び職務

(教職員の組織)

第42条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(教職員の職務)

第43条 学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学部長は、教授が兼ね、学部に関する教育研究その他の校務をつかさどる。

3 学科長は、学科に関する教育研究その他の校務をつかさどる。

4 教育職員の職務は別に定める。

5 事務職員及び技術職員の職務は別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第44条 本学に教授会を置く。

(教授会の組織)

第45条 教授会は、当該学部の専任教員をもって組織する。

2 教授会は学部長が招集し、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 議長は学部長とし、学部長に事故あるときは、学部長があらかじめ指名した教授が議長になる。

- 4 学長は、教授会に出席し意見を述べることができる。
- 5 学長は、きわめて重要な事項と認めたときは、全学教授会を招集し審議することができる。

(教授会の審議事項)

第46条 教授会においては、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(教授会の運営)

第47条 その他教授会の運営又は全学教授会の運営に必要な事項は別に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

(外国人留学生)

第48条 外国人で本学に入学を希望する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第48条の2 単位の修得を目的として、本学に開設している授業科目のうち特定の授業科目の履修を願い出た者については、学生の学修に支障をきたさない限り、選考の上、科目等履修生として科目等履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第48条の3 本学に開設している授業科目のうち特定の授業科目の聴講を願い出た者については、学生の学修に支障をきたさない限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第48条の4 本学との間で単位互換に関する協定を締結している他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で、本学に開設している授業科目を履修しようとする者がいるときは、本学学生の学修に支障をきたさない限り、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 表彰及び懲戒

(表彰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰

することができる。

(懲戒)

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 公開講座

(公開講座)

第51条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第13章 図書館

(図書館)

第52条 本学に図書館を置く。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第14章 地域連携センター

(地域連携センター)

第53条 本学に地域連携センターを置く。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第15章 教員養成サポートセンター

(教員養成サポートセンター)

第54条 本学に教員養成サポートセンターを置く。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第16章 寄宿舍等厚生施設

(寄宿舍等厚生施設)

第55条 本学に寄宿舍等厚生施設を置く。

2 前項の施設の運営に関して必要な事項は別に定める。

第17章 情報システムセンター

(情報システムセンター)

第56条 本学に情報システムセンターを置く。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第18章 奨学制度

(奨学制度)

第57条 本学に給付、貸与及び学費減免の奨学制度を置く。

2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 昭和56年年度から昭和58年度の間における文学部の総定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和56年度	英米文学科	80人	}	160人
	児童教育学科	80人		
昭和57年度	英米文学科	160人	}	320人
	児童教育学科	160人		
昭和58年度	英米文学科	240人	}	480人
	児童教育学科	240人		

附 則

この学則の改正は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和61年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
文 学 部	英米文学科	100人
	児童教育学科	140人

附 則

この学則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定にかかわらず、昭和62年度から平成元年度までの間における日本文学科の総定員は、次のとおりとする。

昭和62年度	日本文学科	60人
昭和63年度	日本文学科	120人
平成元年度	日本文学科	180人

附 則

この学則の改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成2年12月18日から施行し、平成3年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度入学者から適用する。ただし、改正後の第23条の規定は、平成3年9月30日から、第26条の規定は、平成4年度入学出願者から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての改正後の第9条及び第15条の適用については、それぞれ当該各本条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成7年4月1日から施行し、改正後の38条の規定は平成7年度入学者から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての改正後の別表1から別表5の適用については、それぞれ当該別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成9年4月1日から施行し、全学一斉に適用する。ただし、学芸員課程のカリキュラム変更及び関連科目の名称変更は平成7年度入学者から、また、日本文学科の科目変更は平成9年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。別表4、理科実験実習については平成8年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。平成12年度入学者から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての改正後の別表1から別表7の適用については、それぞれ当該別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。ただし、改正後の第30条の2の規定は、平成15年度以降の入学者から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての改正後の別表1から別表8までの適用については、それぞれ当該別表にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、改正後の別表3日本文学科専門科目中の「日本語特殊講義」の改正規定の適用については、改正学則施行日の前日において現に在学する者に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての学科名称及び別表1-1から別表9までの適用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての改正後の別表1-1から別表9までの適用については、それぞれ当該別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行し、改正学則施行日以降に在学する者について適用する。

附 則

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条の4の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度の間における文学部社会文化学科及び栄養科学部栄養科学科の収容定員は次のとおりとする。

平成22年度	文学部社会文化学科	180人
	栄養科学部栄養科学科	80人
平成23年度	文学部社会文化学科	200人

	栄養科学部栄養科学科	160人
平成24年度	文学部社会文化学科	220人
	栄養科学部栄養科学科	240人

附 則（入学資格、教育課程（別表）の改正、教師教育センターの設置）

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表1-1から別表9までの適用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表1-1、別表1-2、別表1-4及び別表8の適用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表1-1から1-4まで及び別表5並びに別表11から13の適用については、なお、従前の例による。

附 則（比較文化研究センターの廃止及び地域連携センターの設置並びに共通機関の名称変更）

この改正学則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（文学部の併願学科にかかる入学検定料の免除）

この改正学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。ただし、第26条の規定は、平成27年度出願者から適用する。

附 則（児童英語教員養成のための科目設定）

この改正学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表12については平成26年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する学生についての第11条の3の規定及び別表9の適用については、なお従前の例による。

附 則（専攻科の廃止、分納・延納の文言の修正及び教育課程（別表）の改正）

- 1 この改正学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用

する。

- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表 1 - 2 から 1 - 4、別表 2、別表 5、別表 6 及び別表 1 3 の適用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 9 年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表 1 2 から 1 4 の適用については、なお、従前の例による。

附 則（文学部の一般推薦入学試験第二志望にかかる入学検定料の免除）

この改正学則は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 0 年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表 1 - 1 から別表 1 - 4 まで、及び別表 2 から別表 5 まで、並びに別表 1 0 の適用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 1 年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表 1 - 1 から別表 1 - 4 まで、及び別表 2 から別表 6 まで、並びに別表 9 から別表 1 3 までの適用については、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（情報システムセンター）

この改正学則は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（奨学制度）

この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（教育課程（別表））

- 1 この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表 1 - 4、別表 2 及び別表 5 の適用については、なお従前の例による。

附 則（除籍、教育課程（別表））

- 1 この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育課程（別表 1 2）については、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。
- 3 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表 1 2 の適用については、なお従前の例による。

附 則（教育課程（別表））

- 1 この改正学則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表4及び別表8の適用については、なお従前の例による。

附 則（教育課程表(別表)及び文学部英語文化学科の卒業に要する単位数の改正並びに栄養科学部の教職課程(栄養教諭一種免許状)の認定取り下げにかかる改正)

- 1 この改正学則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する者についての別表1-1から別表1-4まで、別表2から別表6まで、別表10及び別表13の適用については、なお従前の例による。